

一般社団法人 エル・システムジャパン定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 エル・システムジャパンと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、「すべての人が経済的事情を懸念することなく、音楽、芸術にアクセスできることを保障し、集団での音楽、芸術活動を通じコミュニケーションを高め、社会規範と自己の個性の表現を両立することを音楽体験を通じて学ぶ」というエル・システムの理念に基づき、音楽そして他の芸術活動を通して、すべての人が自分自身とそのまわりの社会環境に誇りと自信を持ち、より積極的に自己実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内におけるエル・システムの理念に基づいた子どもオーケストラ活動の普及・広報
- (2) エル・システム式子どもオーケストラ活動のための資金調達
- (3) エル・システム式子どもオーケストラ活動のための人材・指導者育成
- (4) エル・システム式子どもオーケストラ活動のための人材・指導者派遣
- (5) 日本国内におけるエル・システム式子どもオーケストラ活動を行う団体同士の交流事業
- (6) 諸外国のエル・システムに取り組む団体等との交流事業
- (7) ベネズエラをはじめとする諸外国のエル・システム活動の最新の取組みの紹介
- (8) エル・システムの理念に基づいたコミュニティー芸術活動の促進
- (9) 前各号に附帯する一切の業務

2 前項各号に定める事業は、本邦及び海外で行うものとする。

(公 告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告することができないやむを得ない事由があるときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員、会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員の資格取得)

第7条 この法人の正会員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、理事会による承認を得るものとする。

2 この法人の賛助会員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、代表理事による承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員は、会員規程に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、賛助会員規程に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員、賛助会員はいつでも任意に退会することができる。

(除名)

第10条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第11条 前2条の場合ほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。
- (4) 1年以上会費の支払義務を履行しなかったとき。

(正会員名簿)

第12条 この法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した正会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 入会の手続き並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任

- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(構成)

第18条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した社員は、前項の議事録に署名する。

第4章 役員等

(役員設置等)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(代表理事の職務権限)

第23条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 理事会の承認を得て取引を行った場合は、取引実施後に遅滞なく理事会に取引についての重要事項を報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の抛出)

第36条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この法人は、社員総会の決議（一般法人法第49条2項4号）によって定款を変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議（一般法人法第49条2項6号）その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、一般の閲覧に供するものとして次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 社員、理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を掲載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の査定)

第44条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及び公益法人認定法その他の法令に従う。

附則

1 この規定の、第39条(公益認定の取り消し等に伴う贈与)、第44条(公益目的取得財産残額の査定)については、公益法人認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

平成28年 9月27日

一般社団法人エル・システムジャパン
代表理事 菊川 穰